

第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

15 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要第三国団体配当等の収入金額とする。

二 所得税法第百六十五条の規定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（以下「申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」という。）を除く。）」と読み替えるものとする。

三 所得税法第百六十五条の規定により同法第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第

八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額」と読み替えるものとする。

四 所得税法第百六十五条の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税条約実施特例法第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額（租税条約実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当

所得の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第百六十六条において準用する同法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条の二第十一項中「これらの規定に規定する限度税率」を「第一項、第三項、第五項及び第七項に規定する限度税率若しくは適用限度税率」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第百八十一条」の下に「第二百四条第一項、第二百七条」を、「第二百九条の二」の下に「第二百十条」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 前項の規定のうち、道府県に関する規定は都について準用する。この場合において、同項中「道府県民税」とあるのは、「都民税」と読み替えるものとする。

第三条の二の次に次の二条を加える。

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等）

第三条の二の二 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。以下この条において同じ。）に

についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける配当等のうち、当該租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該納税義務者が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定外国配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項、第七十一条の二十八又は附則第五条の三第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定外国配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。この場合において、同法第三十二条第十二項及び第十三項並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、特定外国配当等に対し住民税を課さず、又は当該特定外国配当等に対する住民税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける特定外国

配当等であつて住民税の免除を定める当該租税条約の規定の適用があるものについては、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の五から第七十一条の四十七まで並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

4 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外公社債等の利子等及び同号二に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は前項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の二を乗じて得た率（当該個人が前項の規定の適用を受ける場合には、百分の二の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（同

法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第六項及び第八項において同じ。）を課する。

5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下

「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号

及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第七項第一号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに

第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三十二（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の一・六（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

7 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用配当等に係る配当所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これら

の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「除く。」の

額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第七項第一号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第六項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

九 第一項の規定の適用がある場合（第六項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出

期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定及び第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。

10 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外公社債等の利子等及び同号二に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の

金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。

11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税

条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第七項第二号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額）とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額）と、同条第八項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項

の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

13 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同法第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用配当等に係る配当所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適

用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第七項第二号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同条第八項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定